

○沖縄市下水道排水設備指定工事店の違反行為及び不誠実な行為に係る事務処理  
内規

(令和3年5月18日決裁)

(趣旨)

第1条 この内規は、沖縄市下水道排水設備指定工事店規程(以下「工事店規程」という。)第10条第2項による指定工事店の指定取消し及び指定の効力の停止(以下「処分」という。)の事務処理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(違反行為及び不誠実な行為に対する措置)

第2条 沖縄市上下水道事業管理者(以下「管理者」という。)は、沖縄市下水道条例及び沖縄市下水道条例施行規程に違反した場合は警告を行う。その後6カ月以内に違反があった場合、または2件の無断接続を確認した場合は6カ月の指定停止を行い、停止解除後の1年以内に違反があった場合は指定取り消しとする。

2 警告後、施工是正等の対応が1カ月以上されない場合、または無断接続を3件以上確認した場合、不誠実な行為とみなし、指定取り消しとする。

3 排水設備の設置及び構造の基準不適合に関し個人の財産であることを鑑み申請者から了承が得られ且つ公共下水道への影響が無い場合、処分の対象としない。但し検査済証は交付しない。

4 処分が決定したときに未完了の工事があるときは、その工事に限り完了まで被処分者に施工させることができる。

(処分の通知)

第3条 管理者は、決定した処分の内容については、被処分者に対し沖縄市下水道排水設備指定工事店処分通知書(様式第1号)をもって通知を行う。

附 則

この内規は、令和3年5月18日から施行する。

様式第1号

[別紙参照]